

「国民を詐欺から守るための総合対策2.0」における主な施策 (資料 1)

1 SNS型投資・ロマンス詐欺対策／2 特殊詐欺対策

(1) 犯行準備段階への対策

- 携帯電話不正利用防止法上、契約時における本人確認が義務付けられていないデータ通信専用SIMについて、悪用実態を踏まえ、電気通信事業者に対して契約時における実効性のある本人確認の実施を働き掛けるとともに、契約時の本人確認の義務付けを含め検討。
- 犯罪実行者募集情報の削除等の取組を促進するほか、犯罪グループの人的基盤となり得る非行集団等からの少年の離脱に向けた取組等犯罪への加担を防止するための取組を推進。

(2) 着手段階への対策

- 詐欺に誘引するダイレクトメッセージ等が被害者等の端末に届く前にフィルターする取組や利用者が詐欺に誘因するダイレクトメッセージ等を受信した際に警告表示を行う取組を推進。
- 契約変更等の機会も活用しながら、国際電話サービスを利用しない設定があることを一層強く国民に周知。また、将来的には、国際電話サービスを利用しない者に対する優遇措置等、国際電話を必要としない人への利用休止を促すような効果的な対策の導入を検討。
- 迷惑電話、迷惑SMS等の受信を防止又は受信した際の警告を行う有料のサービスについて、事業者に対し、無償化を含めた効果的な措置を要請するとともに、被害防止機能向上のためより効果的な方策を検討し、その普及や有効性の向上を図る。
- 発信者番号の表示が官公庁等の電話番号に偽装されている手口について、国民に注意喚起を実施するとともに、関係事業者と連携して効果的な対策を検討し、速やかに実施。

(3) 欺罔段階への対策

- 変化する欺罔の手口について、迅速・的確にその特徴や被害者層、具体的に講じるべき対策等を明らかにした上で、訴求対象・訴求内容と合致する広報啓発の手段を選定するなど、効果的な広報啓発を実施。

(4) 金銭等の交付段階への対策

- インターネットバンキングの初期利用限度額の適切な設定、インターネットバンキングの申込みがあった際や利用限度額引上げ時の利用者への確認や注意喚起等の取組を推進。
- 預金取扱金融機関や暗号資産交換業者によるモニタリングの強化や、暗号資産交換業者への不正送金防止に係る取組を推進。
- 預金取扱金融機関間において不正利用口座に係る情報を共有しつつ、速やかに口座凍結を行うことが可能となる枠組みの創設について検討。預金取扱金融機関と暗号資産交換業者における情報連携・被害拡大防止に係る取組を推進。
- 犯罪者グループの上位被疑者の検挙、犯罪収益の剥奪等を図るとともに、口座の悪用を牽制するため、捜査機関等が管理する架空名義口座を利用した新たな捜査手法や関係法令の改正を早急に検討。

(5) 犯行後の捜査段階における対策

- 匿名性の高い通信アプリをはじめとする犯罪に悪用される通信アプリ等について、被疑者間の通信内容や登録者情報等を迅速に把握するために効果的と考えられる手法について、諸外国における取組を参考にしつつ、技術的アプローチや新たな法制度導入の可能性も含めて検討。
- 通信履歴の保存の在り方について、電気通信事業における個人情報等保護に関するガイドライン改正や保存義務付けを含め検討。
- 仮装身分捜査を、令和7年1月に制定した実施要領に基づき適正に実施し、詐欺や強盗等の犯人の検挙、被害の抑止を推進。

3 ID・パスワード等の窃取・不正利用対策

(1) フィッシングサイトへの対策

- フィッシングサイト判定の高度化・効率化のために生成AIを活用し、閲覧防止措置や警告表示による対策の効率化を図るなど、フィッシングサイトへの対策を推進。

(2)・(3) ID・パスワードやクレジットカード情報の不正入手・利用対策

- 悪用のおそれのあるクレジットカード情報を国際ブランド各社に提供する枠組みを活用するほか、ECサイトの脆弱性を悪用したクレジットカード情報窃取対策の実施について、カード会社がEC事業者に対して適切に指導を行うよう監督。
- なりすましメールの対象となる事業者に対し、関係省庁が連携し、メールのなりすまし防止技術(DMARC)の導入推進のため、必要に応じたフォローアップや受信拒否を要求するポリシーでの運用の働き掛けを実施。

(4) マネー・ローンダリングや現金化への対策 預金取扱金融機関等によるモニタリングの強化、EC加盟店等との情報連携等(1・2(4)等再掲)

(5) 犯行後の捜査段階における対策

- インターネットバンキングに係る不正送金等の実行時に、一般家庭からのアクセスに偽装するための踏み台として家庭用インターネット通信機器が悪用されていることから、その実態を調査・分析し、悪用実態を踏まえた対策を実施。

4 治安基盤の強化等

- 犯罪グループの首謀者等の検挙、警察・検察におけるサイバー人材の育成の更なる推進、警察庁・都道府県警察間の連携強化等のため、態勢の充実強化を推進。
- スマートフォン端末等の解析能力の強化、捜査に必要な情報収集の効率化のため、警察・検察の装備資機材の充実強化を推進。
- 外国機関と連携し、詐欺等対策や邦人保護の取組のほか、情報技術解析の高度化を推進。
- 地方創生の交付金を活用した防犯カメラの設置等地域防犯力の強化に資する取組への支援を行うなど、防犯対策の強化を推進。
- 詐欺等のほか、組織的な窃盗や強盗、違法・悪質なホストクラブ営業やスカウト行為、薬物密売、オンラインカジノ等多岐にわたる資金獲得活動に着目した取締り等を推進し、匿名・流動型犯罪グループの資金源への対策を推進。

「国民を詐欺から守るための総合対策2.0」の取組状況の概要

1 SNS型投資・ロマンス詐欺対策 / 2 特殊詐欺対策

(1) 犯行準備段階への対策

- 音声通話SIMと異なり、法令により契約時における本人確認が義務付けられていないデータ通信専用SIMについて、本人確認を義務付けること等を内容とする携帯電話不正利用防止法改正案が令和8年5月に成立。
- いわゆる「闇バイト」とは知らずに応募し、自身や家族に危害を加えるなどと脅迫されている者等に対する保護措置を699件講じた（令和6年10月～令和8年5月）。

(2) 着手段階への対策

- 「詐欺対策 by NTTタウンページ」及び「詐欺バスター Lite」の2つの特殊詐欺対策アプリを「警察庁推奨アプリ」に認定し、様々な機関・団体等と連携しながら国民への普及促進に向け、広報啓発を実施するとともに、機能の高度化に向けた取組を協議中。 ※ 両アプリのダウンロード数の累計は、本年5月末時点で1,142,800件
- 事業者には働きかけ、国際電話を休止する国際電話不取扱受付センターの体制強化・処理向上等の取組を実施しているほか、契約変更時に国際電話の要否の確認を実施。 ※令和7年中の利用休止手続件数は、約48万件（前年比+約41万件）

(3) 欺罔段階への対策

- SNS型投資詐欺の欺罔手段として、SNSのバナー等広告において著名人をかたって投資を呼びかける手口の増加が顕著であることを踏まえ、当該バナー等広告でかたられている著名人と連携した広報啓発を実施。

(4) 金銭等の交付段階への対策

- 令和7年9月、業界団体等に対し、インターネットバンキングの利用申込時及び利用限度額引き上げ時の確認等を含む対策の強化を要請。同年11月、各金融機関に対し、要請への取組状況に関するフォローアップを実施。
- 預金取扱金融機関間における情報共有等の枠組みの創設について、不正利用口座の情報を共有するためのシステム構築費用の補助対象事業者を選定するとともに、令和8年6月、根拠規定の措置等を内容とする犯罪収益移転防止法施行規則等の改正を実施。
- いわゆる「架空名義口座」を利用した新たな措置の創設等を内容とする改正犯罪収益移転防止法が令和8年6月に成立したことを踏まえ、改正法に基づく措置を着実に推進。

(5) 犯行後の捜査段階における対策

- 特殊詐欺事犯の取締りを強力に推進し、令和7年中の検挙件数は7,205件（前年比+367件）、検挙人員は2,735人（前年比+332人）。
- 「仮装身分捜査」を令和7年中に13件実施し、強盗予備、詐欺未遂で4件5名の被疑者を検挙するとともに、これら4件を含む7件の被害防止が図られた。
- 「電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドライン（解説）」を改正し、誹謗中傷をはじめとする違法・有害情報の流通といった社会環境の変化も踏まえ、通信履歴について少なくとも3～6か月程度の保存が望ましいと明記。また、事業者に対応を要請。

3 ID・パスワード等の窃取・不正利用への対策

(1) フィッシングサイトへの対策

- フィッシングサイト判定の高度化・効率化のため、生成AIによる自動判別ツールを導入。

(2) ID・パスワードやクレジットカード情報の不正入手対策

- 日本証券業協会に対する働き掛けを実施し、同協会が定めるインターネット取引における不正アクセス等防止に向けたガイドラインにフィッシングに耐性のある多要素認証（パスキー等）導入等を求める内容を追記。

(3) ID・パスワードやクレジットカード情報の不正利用対策

- 悪用のおそれのあるクレジットカード番号等を集約し、カードの利用停止等の対策に活用するため、国際ブランド各社に一括して提供する枠組みを構築し、令和7年中、約187万件のクレジットカード番号を提供。
- 令和8年7月、ECサイトにおける不正取引防止等を目的としたEC事業者との情報連携に関する協定を締結。

(4) マネー・ローンダリングや現金化への対策

- 金融機関が、詐欺被害のおそれが高い取引を都道府県警察へ迅速に情報提供する連携体制について、令和8年5月末時点で、47警察本部と938金融機関が、警察庁と全国に顧客を有する都市銀行等30金融機関が情報連携協定を締結。

(5) 犯行後の捜査段階における対策

- サイバー特別捜査部において、暗号資産追跡結果等、都道府県警察から集約した情報について、横断的・俯瞰的に分析。

4 治安基盤の強化等

- 捜査により判明した被疑者に関する情報を東南アジア諸国等の現地当局に提供し、令和7年中、海外拠点に関する特殊詐欺事件の被疑者54人を検挙。
- 令和7年10月、警察庁に匿名・流動型犯罪グループ情報分析室を設置、警視庁には全国警察から捜査員を集めた「匿流ターゲット取締りチーム」（T3）を構築し（令和8年4月に100人を増強）、匿名・流動型犯罪グループの中核的人物の実態解明・取締りを推進。
- サイバー特別捜査部の態勢の増強等を通じて、サイバー空間における取締りを推進。

「詐欺及びストーカー被害拡大防止のための緊急対策」の概要

1 特殊詐欺対策

(1) 金融関係

- ・被害金の暗号資産による移転防止対策等の推進
→暗号資産新規口座開設直後にアンホステッド・ウォレットへ資産を移転できないよう一定の熟慮期間を設ける。
- ・官民協働型枠組みの構築に向けた取組等の加速
→被害金の迅速な追跡・凍結・被害回復等のための「金融犯罪対策センター（仮称）」の構築に向けた検討等を推進。
- ・振り込め詐欺救済法に係る諸課題の検討
→いわゆる混在口座の中に存在する金銭のうち犯罪収益を特定し、被害者への還付ができるように振り込め詐欺救済法の制度の在り方等について検討。

(2) 通信関係

- ・A Iの効果的な活用による特殊詐欺の被害防止対策の導入
→詐欺電話やテキストメッセージをA Iで分析して特殊詐欺の被害を防止する機能について、事業者に対して検討・開発とその社会実装を促進するとともに必要な支援を講じる。
- ・警察庁推奨アプリの普及等による特殊詐欺の被害防止対策の推進
→広報啓発を推進するほか、アプリの詐欺対策機能の高度化に関する取組を推進。
- ・著名人なりすまし型偽広告等への対策の更なる強化
→プラットフォーム事業者等に対し、自身は投資勧誘広告を行っていない旨の申出を著名人から受けた場合、当該著名人に関連する投資勧誘広告を自主的に削除するなどの対応をとるよう働き掛ける。

(3) 国際連携・海外拠点対策関係

- ・東南アジア諸国への技術援助による現地当局との連携強化の推進等
→東南アジア諸国等の詐欺拠点所在国に対し、押収した携帯電話等を速やかに解析するための資機材の供与等を実施し、現地当局の捜査力の向上を支援するほか、外国の捜査機関等との連携に必要な体制を充実強化。
- ・架け子等として海外に渡航させないための広報啓発の推進
→パスポートセンターや空港等における戦略的な広報啓発活動や青少年に対する教育を推進。
- ・国際詐欺サミット2026等の議論を踏まえた国内施策の推進
→事業者間や官民間における情報共有の更なる促進方策について検討。

(4) 国内における治安力の強化

- ・金地金・現金等の密輸の実態解明、取締りの推進
→貴金属取扱業者に対し、不審点等を認知した場合には、被害の拡大防止のために警察への通報等が円滑に行われるよう働き掛けるとともに、関係省庁が緊密に連携し、これらの事犯に関与する組織の実態解明や取締り等を強力に推進。
- ・匿名性の高い通信アプリの通信内容等を迅速に把握するための検討の加速
→犯罪者グループの端末から犯罪に悪用される通信アプリ等の通信内容等を迅速に把握し、被害防止に活用する手法について、新たな法制度導入に向けた検討を加速。
- ・法人の実質的支配者情報の登録等に関する法制度の整備

(5) 警察における対応力の強化

- ・匿名・流動型犯罪グループの撲滅に向け、警察庁における司令塔機能と都道府県警察における捜査態勢等を強化。

2 ストーカー対策

(1) ストーカー被害者の保護措置の強化

- ・被害者が危険性の高い加害者の接近を把握し、接触を回避することができるよう、一定の加害者へのGPS機器等の装着により、加害者が被害者等に接近した場合に被害者等に通知される仕組み等の新たな被害者保護措置の導入に関し、早急に検討を推進。

(2) ストーカー加害者対策の強化

- ・受診率等の向上に資する取組の推進に加え、一定の加害者に治療・カウンセリングの受診等を義務付ける仕組み等の導入について、受け皿となる医療機関等の確保も含め検討。
- ・刑事施設等における特別改善指導等の中でストーカー対応プログラムを早期整備。